

フィリピンの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

フィリピン共和国（以下「フィリピン」という）²は、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島等を中心に、大小合わせて 7100 以上の島々から構成される共和制国家である。

1521 年にマゼランがフィリピンに到着した後、スペインは続々と遠征隊をフィリピンに派遣した。1571 年のマニラ陥落以降、約 300 年間にわたりスペインの植民地となった。1898 年に独立戦争が起こり一旦独立を宣言したが、米西戦争の結果、フィリピンは米国の統治下に置かれることとなった。第 2 次世界大戦中の日本による占領の後には再び米国の統治下に置かれたが、1946 年に再独立を果たした³。

フィリピンの人口は 1 億 1000 万人弱であり、マレー系、中国系、スペイン系及びそれらの混血と少数民族から構成される。気候は、高温多雨の熱帯気候に属する。首都はマニラ、通貨はペソ、公用語はフィリピン語及び英語である（法律の正文は、英語である）。国民の約 93%はキリスト教（そのうちの大部分はカトリックである）、約 5%はイスラム教を信仰している。

フィリピンの法体系は、大陸法系のスペイン法とコモン・ロー系の米国法⁴の混淆に特徴があり、その他、固有法、イスラム法、慣習法等から構成される「混合法系」に属する。フィリピンは、長くスペインの植民地であったことから、スペイン法の法体系を多く導入し、いわゆる成文法主義の法体系を採用した。しかし、宗主国が米国に交代した後は、米国法の影響が強くなっている。また、フィリピン南部の一部の地域では、イスラム法がイスラム教徒に対して適用されることがあるほか、地域によっては慣習法も重要な役割を果たしている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「フィリピン」という国名は、旧宗主国であるスペインの皇太子フェリペ（後のフェリペ 2 世国王）にちなむ。

³ 本稿におけるフィリピンの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）235 頁等を参照した。

⁴ 一口に「コモン・ロー系」又は「英米法」と言っても、大きく分けて、英国法系と米国法系の 2 種類がある。英国法系と米国法系とでは、類似している点も多いが、さまざまな相違点もある。フィリピンに大きな影響を及ぼしているのは、米国法系であり、英国法系ではない点に注意が必要である。ちなみに、英国法系の影響が強い東南アジアの国としては、シンガポール及びマレーシアを挙げることができる。

フィリピンの主要産業は農林水産業であるが、電子・電気機器の輸出も多い。近時は、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）等のサービス業が発達している。また、海外の出稼ぎ労働者からの送金が2018年には約289億ドルに達し、重要な外貨獲得源となっている。近年のGDP成長率は、2018年が6.2%、2019年が5.7%となっており、比較的高い経済成長率を維持している⁵。

フィリピンにとって、日本は最大の援助国であり、製造業を中心とする多くの日本企業が、フィリピン企業との貿易を行い、またフィリピンに対する投資を行ってきたことから、フィリピンは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するフィリピンは、急速な発展を続ける東南アジアの一角を占める国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなフィリピンの重要性に鑑みると、フィリピンの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、フィリピンの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

フィリピンでは、1935年に、米国憲法の強い影響を受けた憲法が制定された。1973年には、マルコス大統領による独裁体制の下、新たな憲法が公布された。その後、ベニグノ・アキノの暗殺、「黄色い革命」という政治的大激動を経た後、コラソン・アキノ政権の下で、1987年2月2日の国民投票により、現行のフィリピン憲法が成立した。

フィリピン憲法には、①厳格な三権分立制が採用されていること、②国の安全保障政策に関する規定が多く含まれていること（例えば、国策の手段としての戦争の放棄、軍隊の文民支配、国民の国防の責任、核兵器からの自由、基地問題、防衛目的での公用収用、国軍の構成・管理、兵役義務等）、③大統領の権限に対する多くの制約が規定されていること（例えば、人身保護令状の特権の停止や戒厳令の発布の制限に関して詳細な規定があること、政治的王朝の禁止に関する明文規定があること）、④外国人による投資に対する多くの制約が規定されていること（例えば、外国人及び40%以上の出資割合を外国人が所有する法人は、土地等の天然資源を所有することができないこと）等の特徴がある。

現行のフィリピン憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

⁵ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2021年版』234頁。

⁶ 本稿におけるフィリピン憲法の日本語訳は、①萩野芳夫著「フィリピン共和国」（畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 [第五版]』（有信堂、2018年）所収）363～397頁、②安田信之・知花いずみ・三好史子・藪巳晴訳「1987年フィリピン共和国憲法（全訳）」（『フィリピン共和国憲法 一概要及び翻訳一』（衆議院憲法調査会事務局、2003年）所収）29～69頁を主に参照した。

表1：フィリピン憲法の体系

前文		
第1条 国土		
第2条 諸原理と国策の宣言	諸原理	第1節～第6節
	国策	第7節～第28節
第3条 権利章典		第1節～第22節
第4条 市民権		第1節～第5節
第5条 選挙権		第1節～第2節
第6条 立法府		第1節～第32節
第7条 行政府		第1節～第23節
第8条 司法府		第1節～第16節
第9条 憲法委員会	A 一般規定	第1節～第8節
	B 公務員委員会	第1節～第8節
	C 選挙管理委員会	第1節～第11節
	D 会計検査委員会	第1節～第4節
第10条 地方政府	一般規定	第1節～第14節
	自治区	第15節～第21節
第11条 公務員の責任		第1節～第18節
第12条 国家経済と国有財産		第1節～第22節
第13条 社会的正義と人権		第1節～第2節
	労働	第3節
	農地改革と資源改革	第4節～第8節
	都市部土地改革及び住宅計画	第9節～第10節
	健康	第11節～第13節
	女性	第14節
	市民団体の権利と役割	第15節～第16節
	人権	第17節～第19節
第14条 教育・科学技術・芸術・文化・スポーツ	教育	第1節～第5節
	言語	第6節～第9節
	科学技術	第10節～第13節
	芸術・文化	第14節～第18節
	スポーツ	第19節
第15条 家族		第1節～第4節
第16条 一般規定		第1節～第12節
第17条 憲法の修正又は改正		第1節～第4節

2 統治機構

(1) 立法府

フィリピンの立法府は、二院制を採用している。上院は、全国区で選出された 24 名の議員で構成される。下院は、選挙区制と政党名簿方式で選出された 250 名以下の議員で構成される。議会の解散制度は無い。

上院議員の任期は 6 年であるが、連続 2 期まで、また、下院議員の任期は 3 年であるが、連続 3 期までという選出制限がある。また、上院及び下院の議員は、政府等の役職を兼任してはならず、政府等の契約に介入して金銭上の利益を追求してはならない。これらは、政治権力の集中の防止を図るための規定である。

国会の権限としては、①立法権、②戦争状態を宣言すること、③戦時又は国家緊急事態に際して、大統領に対し、国策遂行のための必要適切な権限を付与すること等がある。上院及び下院は、立法の補助となる国政調査権を有する。

(2) 行政府

執行権は、大統領に属する。大統領は、国民による直接選挙により選出される。大統領の任期は 6 年であるが、大統領職に 4 年以上在職した後は、再選が禁止される。

大統領の権限は、マルコス政権における独裁の経験をふまえて、さまざまな形で制限されている。例えば、マルコス大統領が多用した大統領令による立法権限は、廃止された。大統領は、侵略又は内乱が発生し、公共の安全のため必要があるときは、60 日以内の間、人身保護令状の特権を停止し、戒厳令を発することができるが、48 時間以内に国会に報告しなければならない等、国会によるチェック及び最高裁判所による審査の制度が、現行憲法には用意されている⁷。

大統領、副大統領、閣僚等は、いかなる役職を兼任してはならず、政府等の契約に介入して金銭上の利益を追求してはならない。また、大統領の配偶者及び四親等内の親族は、憲法委員会の委員、オンブズマン、大臣、次官、その他の政府等の長の職に就いてはならない。これらは、政治権力の集中の防止を図るための規定である。

(3) 司法府

フィリピンの司法府は、最高裁判所及び下級裁判所から構成される。司法権の独立を図るため、司法府の財政の自律性が明文で規定されており、裁判官の報酬・身分も保障されている。但し、裁判官は、準司法機関又は行政機関の職を兼任してはならないとされている。

最高裁判所は 1 名の長官及び 14 名の判事により構成される。最高裁判所大法廷は、条約、

⁷ 安田信之著『東南アジア法』（日本評論社、2000 年）126～127 頁。

法令等の違憲審査権を有する（裁判官の過半数の合意により、違憲審査権を行使することが可能である）。

下級裁判所には、控訴裁判所（主に上訴審を管轄する裁判所）、管区事実審裁判所（原則的な第一審裁判所）等がある。また、シャリア裁判所は、イスラム教の法典により処罰される犯罪及び家族問題について専属的に管轄する。

裁判の迅速を図るため、最高裁判所における審理は 24 か月、下級裁判所の合議体審理は 12 か月、下級裁判所の単独体審理は 3 か月という審理期間の上限が規定されている。

3 人権

フィリピン憲法の「第 2 条 諸原理と国策の宣言」、「第 3 条 権利章典」、「第 4 条 市民権」、「第 5 条 選挙権」等には、各種人権カタログが規定されている。また、「第 12 条 国家経済と国有財産」では、土地、天然資源、先住民の権利等についての人権関連規定が含まれている。さらに、「第 13 条 社会的正義と人権」には、国家の義務という形で社会権的規定が含まれている。

フィリピン憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①環境権に関する明文規定がある（2 条 16 節）。
- ②契約上の義務を害する法律（モラトリアム）は禁止されている（3 条 10 節）。
- ③人身保護令状を請求する権利は、侵略・反乱等のように公共の安全にとって必要な場合以外、停止されてはならないと規定されている（3 条 15 節）。
- ④債務又は人头税の滞納のために投獄されないことが明文で規定されている（3 条 20 節）。
- ⑤オンブズマン及び国政監察庁について詳細に規定されている（11 条 5 節～14 節）
- ⑥外国人及び 40%以上の出資割合を外国人が所有する法人は、土地等の天然資源を所有することができないと規定されている（12 条 2 節）。
- ⑦人権委員会（政府等による人権侵害を監視する機関）の権限等について規定されている（13 条 18 節）。

III 民法

スペイン法の影響を受けたフィリピンでは、「民法典」が施行されている。民法典は、「人」、「所有権及びその変更」、「異なる所有権取得の方法」、「債務及び契約」の 4 つの部分からなる⁸。

民法典には、「Statute of Frauds」（詐欺防止法）に関する規定がある。これによると、500 ペソ以上の動産の売買契約、不動産の売買契約、1 年超の賃貸借契約等、一定の種類の

⁸ 岡崎友子著「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究（フィリピン共和国）」（2016 年）10 頁。

契約の締結にあたっては、契約当事者が署名した書面によらなければ、強制力が認められない（1403条2項）。但し、当事者が口頭による証拠に異議を述べなかった場合、又は契約に基づく履行を受けた場合には、書面によらなくても、契約に強制力が認められる（1405条）⁹。

フィリピンにおける土地は、本来、国家に属するが、各人の所有権は国家から授与されたものであると考えられている。フィリピンの土地については、トレンスシステム（Torrens System）が採用されている。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。フィリピンでは、建物と土地は別個のものであると考えられており、独立して取引対象とすることができる¹⁰。不動産にかかる権利の創設、移転、変更又は消滅に関する契約等、一定の種類の契約は、公証人による公証を受けた公的文書により作成されなければならない（1358条）。公的文書により作成されていない場合、契約当事者間では強制力が認められるものの、第三者に対抗することができない¹¹。代理人により不動産売買を行うための代理人への授權は、書面によらなければ無効とされる（1874条）。外国人及び40%以上の出資割合を外国人が所有する法人は、フィリピンにおける土地を所有することができないが、①一定の条件を満たす場合に、25年間又は50年間の土地の賃借・賃貸を行うこと、及び②建物を所有することはできる。

フィリピンの家族法は、1987年に制定され、1988年8月4日から施行された。フィリピンでは、カトリックの影響が強いため、フィリピン人同士の離婚が認められていないが、法定別居制度がある。これは、形式的には婚姻状態が継続する（従って、いずれの配偶者も再婚することができない）が、事実上、夫婦は別居することとなり、夫婦共有財産は清算され、未成年者の親権は無責配偶者に認められるものである。他方、フィリピン人と外国人の離婚は、フィリピンの家族法によっても認められている。また、フィリピンの家族法には、認知の制度が存在しないため、日本人とフィリピン人を当事者とする認知は、日本の民法によってのみ可能であるとされている¹²。なお、家族法に関しては、フィリピン全土で統一的な家族法制度が存在しているわけではなく、ムスリムを対象とする家族法制度も併存している状況にある。

IV 会社法

スペイン統治下で制定された商法には、会社に関する規定が存在しなかった。そのため、

⁹ アンダーソン・毛利・友常法律事務所編『実務で役立つ世界各国の英文契約ガイドブック』（商事法務、2019年）232～233頁。

¹⁰ 川村隆太郎・埴晋編著『アジア不動産法制』116～117頁。

¹¹ 前掲『実務で役立つ世界各国の英文契約ガイドブック』234頁。

¹² 木村三男監修『全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件 V 各論』（日本加除出版、2017年）416～418頁、428頁。

米国統治下において、米国会社法をベースとした会社法が制定された。これにより、フィリピン会社法は、米国会社法の影響を強く受けたものとなっている¹³。

フィリピンに投資しようとする外国企業は、フィリピンに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するフィリピン法人である¹⁴。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進及び連絡等の業務を行うことができるが、フィリピン国内での所得を生じさせることはできない。

フィリピンの会社法¹⁵によると、フィリピンで設立が認められている会社には、①株式会社（株式の形に分割された資本を有し、株主に対し、保有株式の割合に応じて、剰余金が分配される会社）、及び②非株式会社（原則として剰余金の分配が認められず、慈善・宗教・教育等の公益目的のために設立される法人）がある。また、「株式が証券取引所に上場されていること」、又は「資産が 5000 万ペソを越え、かつ発行済み株式 100 単位以上を保有する株主が 200 名以上存在すること」という要件を満たす株式会社は、「公開会社」（public company）であるとされ、証券取引法等の規制に服する。基本定款において、「株主数が 20 名以下の一定人数に限定されていること」、「株式の譲渡が制限されていること」及び「上場及び株式の公募を行わないこと」という要件を満たす株式会社は、「閉鎖会社」（close corporation）であるとされ、会社法上、特別の取扱いが規定されている（例えば、定款により、①会社の業務運営を取締役会ではなく株主総会が行うことができるようにすること、②会社設立前の株主間合意と定款が抵触する場合、株主間合意が優先するものとされる）¹⁶。

V 民事訴訟法

¹³ 阿部道明著「フィリピンの外国投資関連法〔2〕」（『国際商事法務 Vol.45, No.1』（国際商事法研究所、2017年）所収）31頁。

¹⁴ フィリピンでは、内資外資を問わず、法人所得税（Corporate Income Tax, CIT）の税率は、従来、30%とされてきた。フィリピン財務省は、2020年5月26日、「会社の復興及び企業に対するインセンティブ法案（CREATE）」を議会に提出したと発表した。CREATEによると、現行の法人所得税率30%を即時に25%に引き下げ、その後、2023年から5年間は毎年1%ずつ引き下げ、2027年には20%とされる。また、既存のPEZAの税制優遇措置は、CITIRAでは、2年～7年間は特別税率が適用されるものとされていたが、CREATEでは、4年～9年間は特別税率が適用されるものとされ、期間が若干長くなっていた。以上のような状況の下、2021年3月26日、CREATEが一部修正の上、「Republic Act No. 11534」（共和国法第11534号）として成立した。これにより、2020年7月1日以降の法人所得税の税率は25%（課税所得が500万ペソ以下であり、かつ土地を除く総資産が1億ペソ以下の中小企業の税率は20%）となった。

¹⁵ フィリピンの改正会社法は、2019年2月23日に施行された。

¹⁶ 森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編『アジア新興国のM&A法制〔第3版〕』（商事法務、2020年）275～276頁。

1 訴訟

フィリピンの民事訴訟制度は、米国の民事訴訟制度をベースに形成されている。フィリピンにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚状の送付、訴答手続、ディスカバリー、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。フィリピンでの訴訟において使用される言語は、原則として、英語である。陪審制は採用されていない。

フィリピンの訴訟は三審制となっているが、従来から、訴訟の遅延が問題とされてきた。そこで、フィリピンの憲法には、裁判の迅速を図るため、最高裁判所における審理は 24 か月、下級裁判所の合議体審理は 12 か月、下級裁判所の単独体審理は 3 か月というように、審理期間の上限が規定されている。但し、実際には、上記の期限はあまり遵守されていないようである。

フィリピンは、米国と同様、法曹一元制を採用している。フィリピンの弁護士制度は、米国の弁護士制度と非常に類似している。「バリスター」・「ソリシター」という区別は無い。

2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。フィリピンは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、フィリピンにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

フィリピンの仲裁機関としては、「フィリピン紛争解決センター」（Philippines Dispute Resolution Centre Inc., PDRCI）¹⁷がある。PDRCI は、フィリピン商工会議所から独立する形で、1996 年に設立された非営利法人である¹⁸。また、フィリピンと比較的距離が近いシンガポールには、「シンガポール国際仲裁センター」（Singapore International Arbitration Centre, SIAC）¹⁹がある。SIAC は、①高い信頼性・透明性・中立性、②シンガポールの公用語が英語であること、③過去の取扱実績²⁰が豊富であること等から、とくにアジアにおける国際取引契約における紛争解決条項としては、SIAC 仲裁が選択されることが多い。但し、フィリピンにおける建設紛争の仲裁については、フィリピンの ADR 法により、建設産業仲裁委員会（Construction Industry Arbitration Commission, CIAC）²¹が仲

¹⁷ <https://www.pdrcli.org/>

¹⁸ 栗田哲郎・寺田万里子著「フィリピン」（『JCA ジャーナル 第 62 巻第 2 号』（日本商事仲裁協会、2015 年）所収）40 頁。

¹⁹ <https://www.siac.org.sg/>

²⁰ SIAC の「Annual Report 2019」によると、2019 年における新規受理件数は 479 件であり、過去最高を記録した。

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

²¹ <https://ciap.dti.gov.ph/content/construction-arbitrationmediation>

裁の管轄権を有するものとされている²²。

3 調停

フィリピンでは「バランガイ」という住民の自治組織があり、一定の軽微な民事紛争等について、処理権限が付与されている。実際には、まず、地方の有力者であるバランガイ長が話し合いによる紛争解決を図り、解決できなかった事件はバランガイ調停委員会の処理に任される。調停が不成立となった場合、裁判所に提訴することができる。

VI 刑事法

2016年6月に就任したドゥテルテ大統領は、麻薬撲滅を図るため、麻薬取締官・警察官・軍人等が麻薬犯罪者を逮捕する際、超法規的に殺害することを認める発言をしている。実際、ドゥテルテ大統領の就任後、大量の麻薬密売人等が自首し、麻薬犯罪対策が功を奏しているといわれている。これに対し、国連人権高等弁務官事務所、国際人権団体及び欧米諸国政府等が、ドゥテルテ大統領の超法規的な措置を強く批判してきたところであるが、ドゥテルテ大統領は強硬な態度を崩していない。

また、フィリピンでは、他の東南アジア諸国と同様、贈収賄・汚職が大きな問題として存在してきたところである。そこで、フィリピン政府当局は、贈収賄・汚職への対策を強化しており、2017年には、「大統領汚職防止委員会」(Presidential Anti-Corruption Commission, PACC)²³という専門的な取締り機関を設置して、一定の役職以上の政府機関の役職員等に対する調査等の強力な権限を付与すること等により、汚職の取締りを進めることとした。フィリピンにおける贈収賄・汚職の取締りに関する基本的な法律は、刑法及び汚職防止法である。贈収賄・汚職事件の捜査・訴追は、司法省の「国家調査局」(National Bureau of Investigation)が行う。また、オンブズマン(行政監察院)も、調査権限を認められている。贈収賄・汚職事件を審理する裁判所は、「反汚職裁判所」である。なお、フィリピンにおける贈収賄・汚職に関する規制は、民間企業の役職員に対するリベート等には適用されない。

VII おわりに

以上、フィリピンの法制度の概要を紹介したが、フィリピンの法制度に関する英語及び日本語の文献・論文等は意外に多くある。日本語の文献としては、例えば、岡崎友子著「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究(フィリピ

²² 栗田・寺田前掲書 39頁。

²³ <https://pacc.gov.ph/>

ン共和国)」(2015年、2016年、2018年)²⁴等がある。英語の文献としては、「GloboLex」というウェブサイトに掲載されている「UPDATE: Philippine Legal Research」²⁵等がある。

重要な貿易・投資の相手国であるフィリピンにおける法制度は、日本企業にとって極めて重要である。今後も、フィリピンの法制度の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.5』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第13回 フィリピン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁴ http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00159.html

²⁵ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Philippines1.html>